

私立高校も公立と同等に年収910万円の世帯まで授業料無償化を！

私立学校も35人学級実現のため一言はがきにご協力を！

神奈川県では年収700万円未満の世帯まで私立高校の授業料無償化が実現しました。また、**入学金補助が非課税世帯**（年収270万円）まで20万8千円となり、こちらも**無償化**になりました。これはこれまでの私たちの運動の成果です。

しかし！ 他県に比べると…

東京では

年収910万円未満の家庭まで(私立高校生の半数以上)授業料平均額の46万7千円の授業料補助。子ども3人以上は一律軽減。

埼玉では

年収720万円未満の家庭まで(私立高校生の半数以上)授業料平均額の37万8千円の授業料補助。年収500万円未満の家庭まではさらに施設費20万円も補助。

愛知では

私立高校の授業料以外の学費を授業料に振り替えることで授業料平均額が上がり、授業料補助単価が増額。学費の9割を補助金がかバー。

神奈川の制度もさらによくしていく必要があります。

さらに私立高校は、授業料以外に施設整備費等がかかります。

	授業料	施設整備費	入学金
神奈川県平均	455,383円	277,491円	210,961円
全国平均	433,991円	163,218円	151,715円

私学助成は法に定められた国民の権利です

私学助成

学校という公の性格を担う私立に対する国や県からの補助金

経常費補助

学校の運営への補助金

学費補助

就学支援金を含む家庭への補助金



- 日本国憲法 第26条 教育を受ける権利
- 教育基本法 第4条 教育の機会均等、第6条 学校教育、第8条 私立学校
- 私立学校振興助成法 第1条
 - ①私立学校の教育条件の維持及び向上
 - ②私立在学幼児、児童、生徒、学生の経済的負担の軽減
 - ③私立学校の健全な経営と健全な発達

なぜ一言はがきなのですか？

国の予算編成に先立って、各府省庁は、翌年度の政策を実施するのに必要な経費の見積書を、前年度の8月までに財務省に提出します。これを**概算要求**といいます。一言はがきは、私学助成署名運動の前の概算要求期に、次年度の**私学助成予算を増額してください**という**私たちの声を行政に届ける**ために行っている運動です。



切り取って学校に提出

切手を貼らず
そのまま学校
に提出して
ください

萩生田光一様

文部科学大臣

切手を貼らず
そのまま学校
に提出して
ください

黒岩祐治様

神奈川県知事

取り扱い団体
神奈川私学助成をすすめる会
〒231-0062 横浜市中区桜木町3-9
TEL 045-212-5574 FAX 045-212-5575

取り扱い団体
神奈川私学助成をすすめる会
〒231-0062 横浜市中区桜木町3-9
TEL 045-212-5574 FAX 045-212-5575